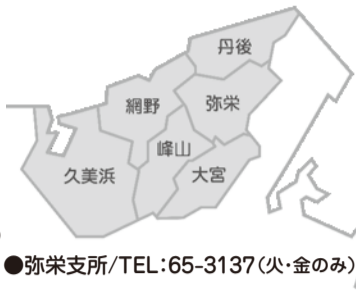


商工会だより



2021

3

vol.160

令和3年3/28発行

京丹後市商工会 〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷836-1

●TEL:0772-62-0342 ●FAX:0772-62-3553 ●URL:https://kyotango.kyoto-fsci.or.jp

●網野支所/TEL:72-1863 ●大宮支所/TEL:68-0038 ●丹後支所/TEL:75-2222 ●久美浜支所/TEL:82-0155 ●弥栄支所/TEL:65-3137(火・金のみ)

京都府緊急事態措置協力金(延長分)

【京都府全域】令和3年2月8日(月)～2月28日(日)

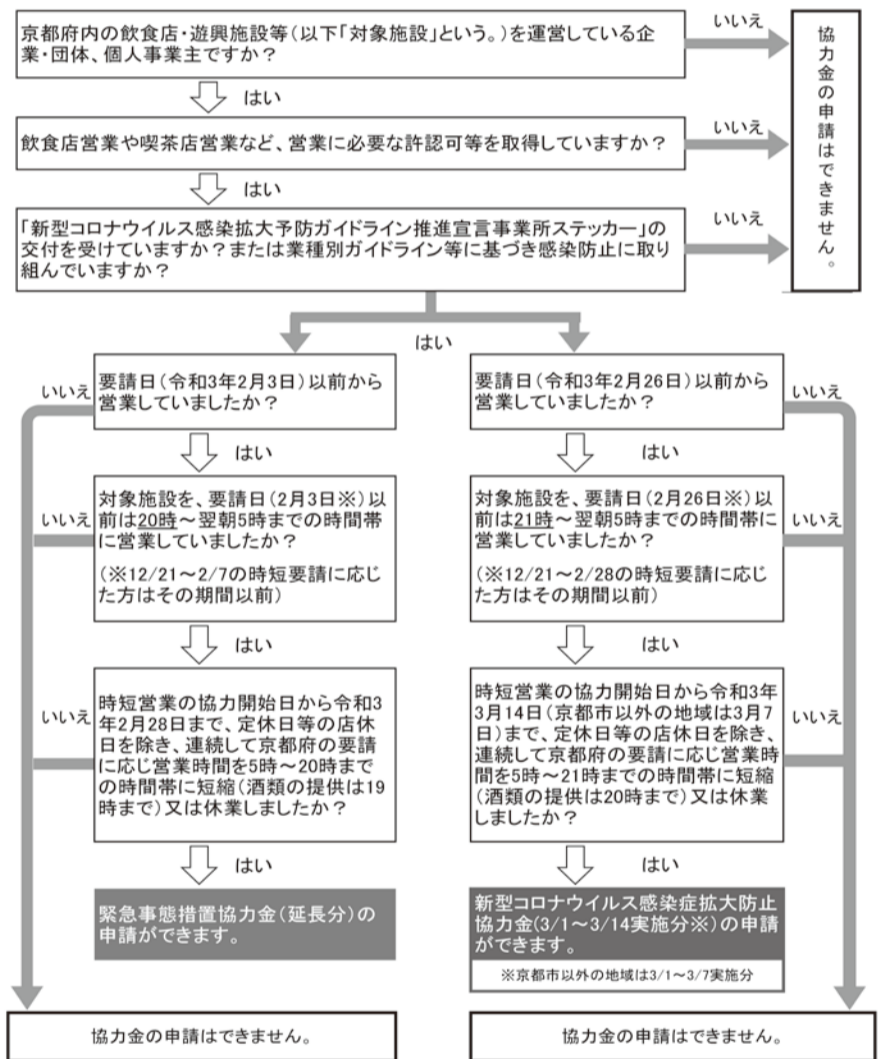
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(3/1～3/14実施分)

【京都市域】令和3年3月1日(月)～3月14日(日)

【京都市以外の地域】令和3年3月1日(月)～3月7日(日)

京都府では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、京都府内の飲食店等の施設に対して、営業時間短縮の要請を行いました。対象施設を運営されている方で、時短要請に協力いただいた企業・団体及び個人事業主の皆様に対して、「京都府緊急事態措置協力金(延長分)」及び「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(3/1～3/14実施分)」が支給されますので、お知らせいたします。

協力金要件確認フローチャート



緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金

2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者に一時支援金が支給されます。

給付対象	①緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けた事業者は対象となり得ます。 ②2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の売上が 50%以上減少した事業者 の①と②を満たす事業者 ※協力金の支給対象の飲食店は給付対象外です。
給付額	法人 上限60万円 対象期間 1月～3月 個人事業者等 上限30万円 対象月 期間から任意に選択した月 給付額の計算方法 = 前年又は前々年の対象期間の合計売上 - 2021年の対象月の売上×3ヶ月
申請方法	電子申請が基本となっておりますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、申請サポート会場も設置されています。
申請の流れ	(1)申請に必要な書類/情報をご準備ください。 (2)「一時支援金HP」の「仮登録(申請ID発番)する」ボタンより、仮登録を行い、申請IDを発番する。 (3)登録確認機関で事前確認を受ける。(当会では、登録確認機関として商工会員に限り事前確認(一部確認)を行っております。事前に商工会本支所まで、電話にてご予約ください。)(事前確認には、申請者IDをお知らせいただく必要があります。) (4)マイページより、必要事項の入力を行い申請してください。 その他詳細は、「一時支援金HP」(https://ichijishienkin.go.jp/)にてご確認ください。

【お問い合わせ・相談窓口・申請サポート会場電話予約窓口】(8:30～19:00(土日、祝日含む全日対応))

☎0120-211-240 (申請サポート会場の予約はこちらの番号から承ります)

なお、京丹後市では売上が30%以上減となっている事業者を対象とした支援金も予定されています。

意欲ある部会助成金事業 活用事例

「意欲ある部会助成金」事業は、部会事業を活性化し、複数の会員事業者及び既存の組合等が関わることによる相乗効果、また部会の枠を超えた異業種での取組みによる業界の振興を目的としています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から厳しい経営環境におかれながらも、地域の事業活動を守り、維持安定させていくために一致団結してこの状況を克服しようとする意欲的な取り組みを重点的に支援しました。今回はその事例のひとつについて紹介します。

助成事業を活用した丹後機械工業協同組合は「リモート環境実現による新型コロナとの共存と組合活動の再出発」を事業テーマに掲げ、新型コロナウイルスの感染防止対策の一環としてリモート環境の整備による会議・講習会等を開催されました。

組合として会員企業の売上回復・経営安定化のための方策を具体的に検討していくことを課題としており、今回の導入設備により、これまで全員が集まる必要があった理事会や講習会を「リモート参加」を併用することでコロナ禍における感染防止対策を施し、出席率を維持しながら組合活動を継続されています。

今後においてはリモートを活用しながらの広域的な活動も検討されており、本事業により組合活動を前進・展開していただくための一助となったとともに、今後のさらなる発展・活躍が期待されます。商工会ではこうした課題克服や、新しい企画に挑戦するグループを積極的に支援していきます。



研修会への活用



リモート打合せ

	京都府緊急事態措置協力金(延長分)	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(3/1～3/14実施分)
支給額	1施設(店舗)につき、時短要請に応じた日数×6万円	1施設(店舗)につき、時短要請に応じた日数×4万円(※京都市以外の地域は3/1～3/7まで)
受付期間	令和3年3月15日(月)から令和3年4月5日(月)まで	
申請方法	【Webまたは郵送による申請】 申請HP(https://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-kyoryokukin4.html)	
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> 申請書(様式-1) 申請書(様式1-1) 誓約書(様式2) 口座振替依頼書(様式3) 申請者に関する添付書類 施設に関する添付書類 	<ul style="list-style-type: none"> 申請書(様式-1) 申請書(様式1-2) 誓約書(様式2) 口座振替依頼書(様式3) 申請者に関する添付書類 施設に関する添付書類

両方の協力金を申請される方は必ず同時に申請して下さい。

問合せ先 協力金コールセンター(新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事務局)
☎075-365-7780 (月～土 9:30～17:30 日・祝日は休み)